埼玉県生活環境保全条例（悪臭規制地域）について

○埼玉県生活環境保全条例規制地域（悪臭）

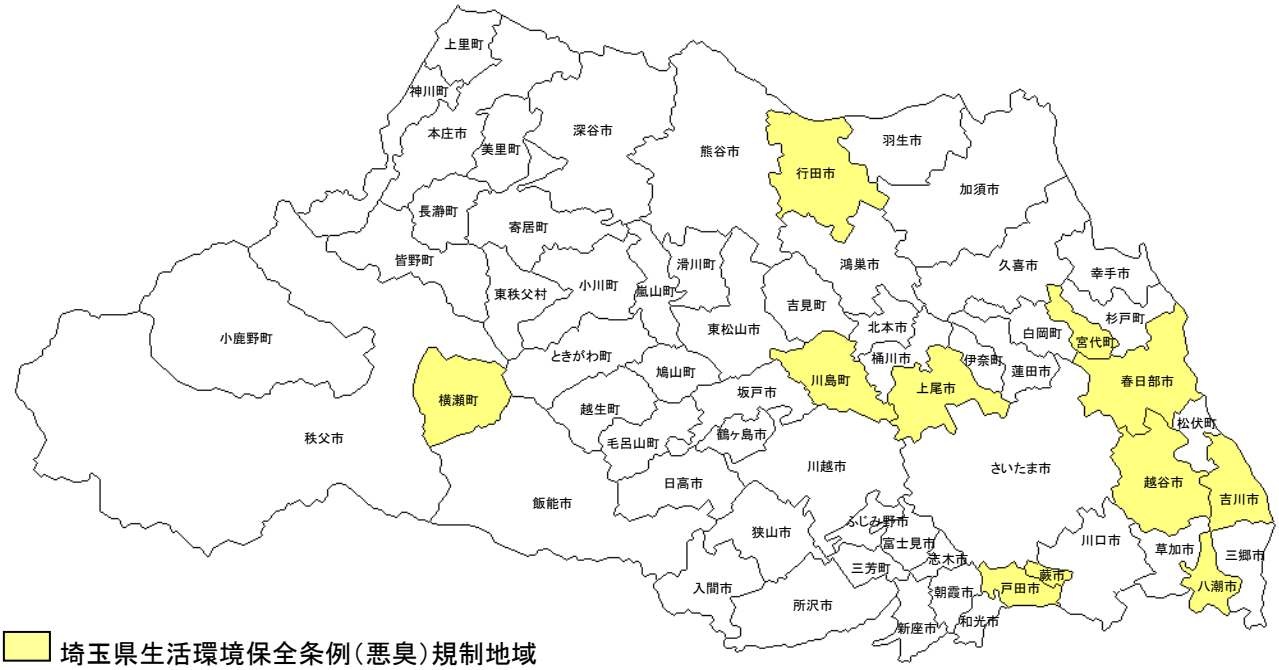

埼玉県生活環境保全条例（悪臭）規制地域

○規制対象業種

（日本標準産業分類を基に分類してます。）

1　塗装工事業
2　食料品製造業
3　合板製造業
4　家具製造業
5　パルプ・紙・紙加工品製造業
（塗工紙製造業以外のものについては、有機溶剤を使用して製造又は加工を行うものに限る。）
6　印刷業
7　化学工業
8　プラスチック製品製造業
（強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業及び強化プラスチック製容器・浴槽等製造業を除く。）
9　ゴム製品製造業
10　電線・ケーブル製造業
11　金属製品製造業
（塗装工程を有するものに限る。）
12　一般機械器具製造業
（塗装工程を有するものに限る。）
13　輸送用機械器具製造業
（塗装工程を有するものに限る。）

○規制基準（臭気濃度）

許容限度 区域の区分	敷地境界線	気体排出口
下記以外の区域	臭気濃度　10	臭気濃度　300
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	臭気濃度　20	臭気濃度　500
工業地域 工業専用地域	臭気濃度　30	臭気濃度　1000

【臭気濃度】

人間の嗅覚で臭気を感知することができなくなるまで希釈した場合におけるその希釈倍数。

例えば、1000倍に無臭空気で希釈したときににおいを感知できなくなれば、臭気濃度1000の臭気となる。